



# 宮 崎 県 公 報

平成26年7月7日(月曜日) 第 2605 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(山村・材振興課) 1	頁
<b>公 告</b>	
○宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(蛸・鱒・鮎・鯉課) 2	
○宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(環境森林課) 3	
○宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………( " ) 4	
○宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………( " ) 4	
○宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。)の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(森林経営課) 5	
○地図及び簿冊の認証(3件)……………(農村計画課) 6	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……………(農村整備課) 7	

○県営土地改良事業計画の策定……………(農村整備課) 10	
○県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………( " ) 10	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………( " ) 10	
○県営土地改良事業の工事の完了……………( " ) 10	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 10	
○県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園及び宮崎県総合文化公園の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(都市計画課) 11	
○入札公告……………12	
<b>教育委員会告示</b>	
○平成27年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱……………13	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員等の検定の実施について……………13	
<b>監査委員告示</b>	
○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者……………14	
<b>雑 報</b>	
○平成26年度行政書士試験の実施について……………15	

## 告 示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
平成26年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 412号

#### 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成16年宮崎県告示第 570号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																					
(貸付限度額、償還期間等)	(貸付限度額、償還期間等)																					
第4条 [略]	第4条 [略]																					
2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数以内とする。	2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数以内とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			6 [略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付内容</th> <th>償還期間</th> <th>据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 [略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに</td> <td>12年以内</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table>	貸付内容	償還期間	据置期間	[略]			6 [略]			7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに	12年以内	5年以内
貸付内容	償還期間	据置期間																				
[略]																						
6 [略]																						
貸付内容	償還期間	据置期間																				
[略]																						
6 [略]																						
7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第9条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに	12年以内	5年以内																				

<p>7 1 から 6 までに掲げる貸付内容以外の場合</p>	<p>必要な同法第11条第1項に規定する資金を借り入れる場合</p>
<p>3 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付資料）</p> <p>1～6 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>8 1 から 7 までに掲げる貸付内容以外の場合</p> <p>3 [略]</p> <p>別記</p> <p>様式第1号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <p>（添付資料）</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。</p> <p>[略]</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**公 告**

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
  - (1) 名称 宮崎県男女共同参画センター（以下「センター」という。）
  - (2) 所在地 宮崎県宮崎市宮田町3番46号
  - (3) 設置目的 男女共同参画に関する情報提供及び相談支援を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与する。
- 2 指定期間
 

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
  - (1) センターの利用に関する業務
  - (2) 男女共同参画社会づくり事業に関する業務
  - (3) 施設の維持及び保全に関する業務
  - (4) その他宮崎県男女共同参画センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県男女共同参画センター管理規則（平成13年宮崎県規則第71号）第9条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
  - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること

- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、単独での法律行為を制限されている者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
    - (1) 住民の平等な利用が確保されるとともに、宮崎県男女共同参画推進条例（平成15年宮崎県条例第9号）の趣旨を踏まえ、センターの設置目的に合った運営が行われること。
    - (2) 事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであること。
    - (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の縮減等を図るものであること。
    - (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
  - 8 指定管理候補者の選定方法
 

提出された指定管理者指定申請書、募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県男女共同参画センター指定管理者候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
  - 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
    - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1

号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7040

(2) 配布期間 平成26年7月8日から平成26年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 提出期間 平成26年7月25日から平成26年9月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課男女共同参画推進担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7040

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森  
(2) 所在地 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1  
(3) 設置目的 森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設

2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

(1) 施設の利用に関する業務  
(2) 施設の維持及び保全に関する業務  
(3) 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務  
(4) その他上記に付随する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理規則(平成17年宮崎県規則第84号)第12条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。  
(2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。  
(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。  
(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規

定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

(9) 「宮崎県諸県県有林共に学ぶ森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

(1) 住民の平等な利用の確保  
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画  
(3) 経費の縮減等  
(4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力  
(5) 地域への貢献等

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県諸県県有林共に学ぶ森指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室宮林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160  
(2) 配布期間 平成26年7月7日から平成26年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

10 現地説明会の開催日時、開催場所及び集合同所

(1) 開催日時 平成26年7月28日午後2時から4時まで  
(2) 開催場所 宮崎県諸県県有林共に学ぶ森 宮崎県宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1  
(3) 集合同所 多目的管理棟前

11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 提出期間 平成26年8月11日から平成26年9月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室宮林担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7160

13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
  - (1) 名称 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
  - (2) 所在地 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14
  - (3) 設置目的 県民の森林レクリエーション、保健休養並びに森林及び林業とのふれあいの場を提供するための施設
- 2 指定期間
 

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- 3 指定管理者の業務
  - (1) 施設の利用に関する業務
  - (2) 施設の維持及び保全に関する業務
  - (3) 森林・林業に関する知識習得や自然とのふれあいのための研修に関する業務
  - (4) その他上記に付随する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
 

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理規則（平成17年宮崎県規則第83号）第14条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
 

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
  - (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
  - (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (9) 次の条件を満たすことができること。

ア 無料施設部分と有料のオートキャンプ場を一体的かつ適切

で安全に管理運営するための総括責任者が常勤できること。  
イ 「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織・人員体制を指定管理の始期までに確保できること。

- 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準
  - (1) 住民の平等な利用の確保
  - (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
  - (3) 経費の縮減等
  - (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
  - (5) 地域への貢献等
- 8 指定管理候補者の選定方法
 

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。
- 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間
  - (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160
  - (2) 配布期間 平成26年7月7日から平成26年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 10 現地説明会の開催日時、開催場所及び集合場所
  - (1) 開催日時 平成26年7月28日午前10時から正午まで
  - (2) 開催場所 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森 宮崎県小林市細野字山中之前5739番地14
  - (3) 集合場所 第1ゲート前
- 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間
  - (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 提出期間 平成26年8月11日から平成26年9月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
 

宮崎県環境森林部環境森林課みやぎきの森林づくり推進室県営林担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7160
- 13 その他
 

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2の規定により、宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的
  - (1) 名称 宮崎県川南遊学の森
  - (2) 所在地 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地外
  - (3) 設置目的 県民の森林に関する知識及び技術の修得並びに森林とのふれあいの場を提供するための施設
- 2 指定期間
 

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、

この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 児童、生徒等を対象にした森林環境教育の実施に関する業務
- (4) その他上記に付随する業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県川南遊学の森管理規則(平成20年宮崎県規則第35号)第12条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人にあっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 次の条件を満たすことができること。

ア 森林環境教育の企画及び実行並びに遊学の森の利用者に対する指導、助言、説明等を適切に実施するための、森林インストラクター、樹木医、ネイチャーゲームインストラクター等のいずれかの資格を有する者又は指定期間の始期までに取得できる者を確保すること。

イ 施設内の森林、歩道等の除草又は支障木の伐採等に従事する者が、刈り払い機及びチェーンソーの安全衛生教育研修等の受講者又は指定期間の始期までに受講する者であること。

### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画
- (3) 経費の節減等
- (4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力
- (5) 地域への貢献等

### 8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県川南遊学の森指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

### 9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7153
- (2) 配布期間 平成26年7月7日から平成26年9月8日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### 10 募集説明会の開催場所及び開催日時

- (1) 開催場所 宮崎県川南遊学の森 宮崎県児湯郡川南町大字川南字村上 26689番地
- (2) 開催日時 平成26年7月30日午前10時から正午まで
- (3) 集合場所 エントランス広場

### 11 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 提出期間 平成26年8月11日から平成26年9月8日まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

### 12 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県環境森林部環境森林課みやざきの森林づくり推進室豊かな森林づくり担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7153

### 13 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。)の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

- (1) 名称 宮崎県林業技術センター(研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。以下「森とのふれあい施設」という。)
- (2) 所在地 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1
- (3) 設置目的 林業に関する知識及び技術の修得並びに森とのふれあいの場を提供するための施設

### 2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設の維持及び保全に関する業務
- (3) 森林及び林業に関する知識及び技術修得のための研修に関する業務

<p>(4) その他上記に附随する業務</p> <p>4 指定管理者が行う管理の基準 公の施設に関する条例第10条の4及び宮崎県林業技術センター管理規則（平成4年宮崎県規則第9号）第12条に規定する管理の基準による。</p> <p>5 指定管理者の指定方法 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>6 指定管理者指定の申請に必要な資格</p> <p>(1) 宮崎県内に事業所又は事務所を設置し、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。</p> <p>(2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。</p> <p>(7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。</p> <p>(9) 「宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）管理運営業務仕様書」に掲げる管理運営に必要な免許等を有する組織及び人員体制を指定管理の始期までに確保できること。</p> <p>7 指定管理候補者の選定に係る審査基準</p> <p>(1) 住民の平等な利用の確保</p> <p>(2) 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画</p> <p>(3) 経費の縮減等</p> <p>(4) 事業計画を着実に実施するための管理運営能力</p> <p>(5) 地域への貢献等</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法 提出された指定管理者指定申請書、宮崎県林業技術センター（森とのふれあい施設）指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県環境森林部指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先</p> <p>ア 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7154</p> <p>イ 宮崎県林業技術センター管理研修課 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1561番地1 郵便番号 883-1101 電話番号0982</p>	<p>(66) 2888</p> <p>(2) 配布期間 平成26年7月7日から平成26年9月8日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。</p> <p>(2) 提出期間 平成26年8月11日から平成26年9月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県環境森林部森林経営課林業普及指導担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7154</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>平成26年7月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 椎葉村</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成23年4月1日から平成25年3月28日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 椎葉村大字下福良の一部</p> <p>4 認証年月日 平成26年6月30日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>平成26年7月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 延岡市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成24年5月1日から平成26年3月10日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 延岡市昭和町2丁目の一部、3丁目の一部</p> <p>4 認証年月日 平成26年6月30日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>平成26年7月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 延岡市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成24年7月1日から平成26年3月7日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 延岡市東海町の全域</p>
---	--

## 4 認証年月日

平成26年6月30日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	孝 橋 保	小林市南西方 793番地 3
理 事	城 山 拓 也	小林市細野3289番地
理 事	新 竹 秀 夫	小林市駅南 268番地
理 事	西之原 裕 司	小林市細野4336番地18
理 事	吉 元 重 志	小林市細野3464番地
理 事	内 満 久 人	小林市細野3495番地
理 事	温 水 貴 順	小林市細野3825番地
理 事	坂 元 正 美	小林市細野3861番地
理 事	西 田 達 也	小林市細野3041番地 1
理 事	朝 広 勝 海	小林市細野5648番地
理 事	加 藤 英 雄	小林市細野4997番地
理 事	温 水 光 弘	小林市細野4293番地 3
監 事	小 園 公 博	小林市細野3482番地
監 事	山 本 洋 二	小林市細野 799番地
監 事	脇 元 隆 一 郎	小林市細野3498番地 1

(任期：平成28年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	上ノ蘭 小 吉	小林市南西方 984番地 2
理 事	城 山 拓 也	小林市細野3289番地
理 事	小 園 敏 文	小林市細野3268番地
理 事	上 仮 屋 博	小林市細野3145番地

理 事 富 満 政 美 小林市細野3531番地 4

理 事 軸 屋 忠 夫 小林市細野3374番地

理 事 六 部 一 司 小林市細野3797番地

理 事 坂 元 正 美 小林市細野3861番地

理 事 西 田 浩 嗣 小林市細野3040番地 3

理 事 渡 邊 文 典 小林市細野3944番地

理 事 児 玉 健 一 郎 小林市細野5128番地

理 事 坂 元 重 則 小林市細野4005番地

監 事 中 園 裕 昭 小林市細野3284番地

監 事 榎 田 一 朗 小林市細野3807番地 6

監 事 押 領 司 貢 小林市細野4063番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住 所
理 事	栢 木 信 治	高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	有 馬 国 徳	高原町大字蒲牟田6469番地
理 事	久保田 芳 人	高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	竹之下 周 三	高原町大字蒲牟田7157番地
理 事	曾 山 文 彦	高原町大字蒲牟田 908番地54
理 事	木 田 健 造	高原町大字蒲牟田6384番地 2
監 事	西 川 嘉 宏	高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1

(任期：平成29年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	下 東 熊 雄	高原町大字蒲牟田6490番地
理 事	久保田 芳 人	高原町大字蒲牟田 288番地
理 事	永 野 昭 浩	高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	木 田 信 吉	高原町大字蒲牟田6765番地 2
理 事	竹 井 靖 人	高原町大字蒲牟田6444番地
監 事	西 川 嘉 宏	高原町大字蒲牟田6444番地 1
監 事	新 地 和 廣	高原町大字蒲牟田5627番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大丸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	押 川 通 寛	小林市東方3222番地 8
理 事	押 川 昭 雄	小林市東方3268番地
理 事	大 口 正 彦	小林市東方3899番地
理 事	上 原 秋 良	小林市東方2869番地 1
理 事	杉 場 芳 文	小林市東方2797番地 1
理 事	池 上 政 信	小林市東方1950番地 1
理 事	下 藺 民 男	小林市東方 484番地 1
理 事	遊 木 和 敏	小林市東方 685番地 2
理 事	内 山 昇	小林市東方 771番地 4
理 事	内之倉 健 二	小林市真方5481番地
監 事	大 迫 弘	小林市東方3242番地 1
監 事	永 峰 安	小林市真方5569番地

(任期：平成29年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	大 迫 弘	小林市東方3242番地 1
理 事	内木場 光 雄	小林市東方3438番地
理 事	廻 茂	小林市東方2868番地 1
理 事	上 野 アツ子	小林市東方2775番地
理 事	谷ノ木 篤 志	小林市東方1948番地
理 事	古 川 ユヅ子	小林市東方 511番地 2
理 事	鷗 野 勉	小林市東方 686番地 1
理 事	永 峰 安	小林市真方5569番地
理 事	田 口 勝 義	小林市東方 762番地 1
理 事	押 川 通 寛	小林市東方3222番地 1
監 事	内ノ倉 利 春	小林市東方2810番地 1
監 事	押 川 博	小林市東方3257番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	川 崎 明	小林市細野4860番地
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地 3
理 事	寺 師 友 二	小林市北西方5350番地 1
理 事	高 元 豊	小林市細野4982番地 1
理 事	大 山 秋 夫	小林市堤4305番地 2
理 事	久 保 雅 人	小林市南西方8775番地
理 事	小 原 利 男	小林市真方5566番地
理 事	東 原 安 雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ

理事	田之上 健一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20	理事	古川 幸廣	小林市野尻町東麓2703番地
理事	古川 幸廣	小林市野尻町東麓2703番地	理事	井手 敦巳	小林市野尻町三ヶ野山1209番地1
理事	井手 敦巳	小林市野尻町三ヶ野山1209番地1	理事	川口 三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	川口 三雄	えびの市大字末永1180番地2	理事	深瀬 浩一	えびの市大字大河平3219番地1
理事	深瀬 浩一	えびの市大字大河平3219番地1	理事	笹原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17
理事	笹原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17	理事	丸山 崇	高原町大字蒲牟田7250番地
理事	丸山 崇	高原町大字蒲牟田7250番地	理事	原田 幸一	高原町大字広原6153番地
理事	原田 幸一	高原町大字広原6153番地	理事	邊木園 良昭	高原町大字西麓4848番地9
理事	邊木園 良昭	高原町大字西麓4848番地9	監事	木野 次雄	えびの市大字原田3968番地
監事	木野 次雄	えびの市大字原田3968番地	監事	増田 義一	高原町大字蒲牟田 276番地
監事	増田 義一	高原町大字蒲牟田 276番地			
理事	肥後 正弘	小林市細野1259番地4			
理事	村岡 隆明	えびの市大字栗下 884番地			
理事	日高光 浩	高原町大字蒲牟田 192番地2			
監事	溝口 誠二	小林市北西方 427番地4			

(任期：平成30年3月28日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	川崎 明	小林市細野4860番地
理事	前田 喜輝	小林市真方5633番地3
理事	寺師 友二	小林市北西方5350番地1
理事	高元 豊	小林市細野4982番地1
理事	大山 秋夫	小林市堤4305番地2
理事	久保 雅人	小林市南西方8775番地
理事	小原 利男	小林市真方5566番地
理事	東原 安雄	小林市野尻町三ヶ野山2165番地ロ
理事	田之上 健一	小林市野尻町三ヶ野山3460番地20

理事	古川 幸廣	小林市野尻町東麓2703番地
理事	井手 敦巳	小林市野尻町三ヶ野山1209番地1
理事	川口 三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	深瀬 浩一	えびの市大字大河平3219番地1
理事	笹原 淳一郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17
理事	丸山 崇	高原町大字蒲牟田7250番地
理事	原田 幸一	高原町大字広原6153番地
理事	邊木園 良昭	高原町大字西麓4848番地9
監事	木野 次雄	えびの市大字原田3968番地
監事	増田 義一	高原町大字蒲牟田 276番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、堂本土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	上井 正秀	えびの市大字島内 566番地
理事	高牟禮 宏邦	えびの市大字浦 902番地
理事	前田 講八	えびの市大字柳水流40番地4
理事	福元 修	えびの市大字向江 212番地1
理事	今田 秀喜	えびの市大字向江 918番地
理事	上野 幸治	えびの市大字亀沢 268番地
理事	古川 通徳	鹿児島県始良郡湧水町鶴丸 707番地1
監事	有馬 正治	えびの市大字向江 436番地
監事	池嶋 幸	えびの市大字亀沢 132番地2

(任期：平成30年4月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 方 正 英	えびの市大字向江 321番地
理 事	高牟禮 宏 邦	えびの市大字浦 902番地
理 事	黒 肱 芳 次	えびの市大字亀沢38番地 4
理 事	上 井 正 秀	えびの市大字島内 566番地
理 事	椿 山 清 文	えびの市大字向江 375番地 2
理 事	福 元 輝 文	えびの市大字柳水流 547番地
理 事	前 田 寛 務	鹿児島県始良郡湧水町鶴丸 488番地口
監 事	有 馬 正 治	えびの市大字向江 436番地
監 事	中 山 英 雄	えびの市大字向江1570番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、通山・坂の上地区県営土地改良事業（川南町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年 7 月 7 日から平成26年 8 月 5 日まで
- 縦覧場所  
川南町役場農地課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起す

ることができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、東水流地区 1 換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間  
平成26年 7 月 7 日から平成26年 8 月 5 日まで
- 縦覧場所  
都城市高城総合支所
- その他

この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議の申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、中内堅地区県営土地改良事業（えびの市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地区名	市町村名	事 業 名	完了年月日
吉野方	日南市	農地保全整備事業	平成23年 2 月10日

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-22)第 947号	恒久建設(株)	櫻木 大司	宮崎県宮崎市大字恒久 1595-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成26年 5 月 19日付けで廃業した旨の届	平成26年 5 月 19日 (全廃業)

宮崎県知事許可 (般-22)第5195号	(有)ダイコー板 金工業	黒木 悦夫	宮崎県日向 市江良町 4 - 125	一般	屋根工事業、板金工事 業	平成26年 5 月 23日 "	平成26年 5 月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第5786号	ヨシムネ電設	中島 栄宗	宮崎県宮崎 市宮田町10 -10	一般	電気工事業	平成26年 5 月 26日 "	平成26年 5 月26日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第6719号	木下建築	木下 貞朗	宮崎県宮崎 市佐土原町 上田島1958 - 2	一般	建築工事業	平成26年 5 月 12日 "	平成26年 5 月12日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-23)第7034号	戸敷建設(有)	戸敷 美年	宮崎県宮崎 市大字芳土 1099- 1	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、は装工事業 、しゅんせつ工事業、 水道施設工事業	平成26年 5 月 13日 "	平成26年 5 月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第 12180号	稲森工務店	稲森 一二	宮崎県宮崎 市祇園 2 - 22- 3	一般	建築工事業	平成26年 5 月 8 日 "	平成26年 5 月 8 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第 13189号	近藤工務店	近藤 明浩	宮崎県宮崎 市新別府町 蘭田 109- 7	一般	大工工事業	平成26年 5 月 30日 "	平成26年 5 月30日 (全廃業)

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3の規定により、県立青島亜熱帯植物園並びに県立平和台公園、特別史跡公園西都原古墳群、宮崎県総合運動公園（同条例第9条第1項に規定する有料公園施設を除く。以下同じ。）及び宮崎県総合文化公園（以下「都市公園等」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

平成26年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、各区分に応じて指定管理者に指定された一の法人その他の団体がそれぞれ行うものとする。

区分	名 称	所 在 地	設 置 目 的
1	県立青島亜熱帯植物園	宮崎県宮崎市 青島2丁目	熱帯植物、亜熱帯植物等を植栽展示し、観光に供するとともに学術参考に資するための施設
	宮崎県総合運動公園	宮崎県宮崎市 大字熊野	宮崎県の豊かな自然と共生しながら、うるおいのある美しい都市景観を形成し、良好な都市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクレーションや休養の場を提供するための施設
2	県立平和台公園	宮崎県宮崎市 下北方町	市環境の保全・改善に寄与するとともに、防災機能など都市の安全性を確保しつつ、県民のスポーツ・レクレーションや休養の場を提供するための施設
	宮崎県総合文化公園	宮崎県宮崎市 船塚3丁目	
3	特別史跡公園西都原古墳群	宮崎県西都市 大字三宅	

- 2 指定期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

- 3 指定管理者の業務

- (1) 都市公園等の利用に関する業務
  - (2) 都市公園等（附属設備を含む。）の維持及び保全に関する業務
  - (3) 都市公園等の利用促進に係る啓発及び企画に関する業務
  - (4) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制の整備に関する業務
- 4 指定管理者が行う管理の基準
- 公の施設に関する条例第10条の4、都市公園条例第15条の6、都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条及び県立青島亜熱帯植物園管理規則（平成17年宮崎県規則第79号）第11条に規定する管理の基準による。
- 5 指定管理者の指定方法
- 知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。
- 6 指定管理者指定の申請に必要な資格
- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は設置しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
  - (2) 法人にあっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者には、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者には、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
  - (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
  - (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減等が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (4) 施設の管理運営に当たり環境保全への対応や地域への貢献が図られること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書、宮崎県都市公園等に関する指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県都市公園等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、指定管理候補者を選定する。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

(1) 配布場所及び請求先

ア 宮崎県県土整備部都市計画課都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7191

イ 宮崎県宮崎土木事務所 宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-0805 電話番号 0985 (26) 7285

ウ 宮崎県西都土木事務所 宮崎県西都市大字三宅字下鶴 9451 郵便番号 881-0005 電話番号 0983 (43) 2221

(2) 配布期間 平成 26 年 7 月 8 日から平成 26 年 9 月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 提出期間 平成 26 年 8 月 22 日から平成 26 年 9 月 8 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先

宮崎県県土整備部都市計画課都市公園担当 宮崎県宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7191

12 その他

この募集に関する詳細は、募集要領による。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 26 年 7 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 タブレット型情報端末 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成 26 年 9 月 30 日
- (4) 契約期間 平成 26 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日まで（60 月）

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成 26 年宮崎県告示第 130 号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を平成 26 年 7 月 29 日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (44) 2601

(2) 期間 平成 26 年 7 月 7 日から平成 26 年 8 月 18 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

- (2) 期間 平成26年7月7日から平成26年7月28日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館4階 委員会室
- (2) 日時 平成26年7月14日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当
- (2) 提出期限 平成26年8月19日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁4号館2階 教育共用会議室
- (2) 日時 平成26年8月20日午後2時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
宮崎市橋通東1丁目9番10号  
郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required:Tablet-type information terminal : 1 unit
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m, 19 August, 2014
- (3) Contact point for the notice: Education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1- 9 -10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.  
TEL: 0985-44-2601
- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校 40人
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校 80人
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校 40人
- 2 応募資格
- 平成27年3月小学校又はこれに準ずる学校を卒業見込みの者で、宮崎県内に居住している者
- 3 出願手続
- 入学志願者の出願手続については、別に定める「平成27年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜実施細目」(以下「実施細目」という。)による。
- 4 入学者選抜
- 入学者の選抜は、調査書その他必要な書類及び選抜検査の結果を資料として行う。
- 5 入学者選抜検査会場
- (1) 宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校
- ア 宮崎会場  
宮崎県教育研修センター(宮崎市阿波岐原町前浜4276番地729)  
電話番号 0985(24)3122
- イ 延岡会場  
宮崎県立延岡青朋高等学校(延岡市平原町2丁目2618番2号)  
電話番号 0982(33)4980
- (2) 宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校  
宮崎県立宮崎西高等学校(宮崎市大塚町柳ヶ迫3975番地2)  
電話番号 0985(48)1021
- (3) 宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校  
宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校(都城市妻ヶ丘町27街区15号)  
電話番号 0986(23)0223
- 6 日程
- (1) 入学者選抜検査  
平成27年1月17日(土)
- (2) 入学者選抜検査結果通知の投函  
平成27年1月21日(水)
- 7 その他
- この要綱に定めるもののほか、宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校の入学者選抜に関し必要な事項は、実施細目に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

## 教育委員会告示

## 宮崎県教育委員会告示第3号

平成27年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱をここに公表する。

平成26年7月7日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

平成27年度宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜要綱

## 1 募集人員

## 公安委員会公告

## 宮崎県公安委員会公告第13号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成26年7月7日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1 級	平成26年10月 8 日（水）午前 9 時30分から午後 5 時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までの間に済ませること。

- 2 実施場所  
宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター
- 3 定員  
15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
  - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
  - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの
- 5 検定申請手続  
  - (1) 受付期間、時間  
平成26年 8 月18日（月）から 8 月29日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - (2) 検定申請書等提出先  
申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）
  - (3) 提出書類  
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
    - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
    - エ 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
    - オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（検定規則第 8 条第 1 号に規定する者）
    - カ 1 級検定受検資格認定書（検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。）
    - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料  
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。  
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容  
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
  - エ 施設警備業務の管理に関すること。
  - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容  
  - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
  - イ 施設警備業務の管理に関すること。
  - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他  
  - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。
  - (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
  - (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110）に行うこと。

**監査委員告示**

**監査委員告示第 1 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 7 月 7 日

宮崎県監査委員 宮 本 尊  
 宮崎県監査委員 山 口 博  
 宮崎県監査委員 中 野 廣 明  
 宮崎県監査委員 田 口 雄 二

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
森 昭 彦	福岡市博多区博多駅前 4 丁目11番32-1401号 サヴォイマキシマイズ博多ステーション
五 島 賢	福岡市南区野間 3 丁目14番 3 - 601号
松 尾 潤 一	福岡市中央区大手門 1 丁目 2 番23- 506号
鎌 田 理 恵	宮崎市新城町22番地 2 ヴェルディ 501号
永 田 祥 二	宮崎市昭和町16番地 J・f e e l III 402号
田 中 大 樹	宮崎市大橋 1 丁目79番地 サーバス大橋平和台通 102号
室 田 大 地	福岡市南区大橋 3 丁目17番 8 - 1105号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成26年7月1日から平成27年3月31日まで

## 雑 報

### 平成26年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成26年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成26年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯 部 力

#### 1 試験期日

平成26年11月9日(日) 午後1時から午後4時まで

#### 2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校(宮崎市天満町9-1)

#### 3 試験の科目及び方法

##### (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等  (出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成26年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

##### (2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

\* 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

#### 4 受験手続

##### (1) 郵送による受験申込み

###### ア 受付期間

平成26年8月4日(月)から9月5日(金)まで

###### イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階)

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月5日の消印があるものまで受け付けます。

###### ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

###### エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

###### オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

###### ① 郵送配布

###### (ア) 配布期間

平成26年8月4日(月)から8月29日(金)まで

###### (イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、次のあて先まで郵便で請求してください。ただし、8月29日必着のこと。

郵便番号 100-8779 日本郵便株式会社銀座郵便局留  
一般財団法人行政書士試験研究センター

#### ② 窓口配布

##### (ア) 配布期間

平成26年8月4日(月)から9月5日(金)まで

##### (イ) 配布場所

一般財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場

#### (2) インターネットによる受験申込み

##### ア 受験申込み画面への入力

顔写真の画像データ(幅3:高さ4の割合のもの)を用意した上で、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関するお問い合わせ先は、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に掲載します。

##### イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)は、出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)又は、コンビニエンスストアで払い込んでください。

##### ② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

##### ③ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

④ 払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

⑤ 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

##### ウ 受付期間

① 平成26年8月4日(月)午前9時から9月2日(火)午後5時まで

この出願システムは、9月2日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 受付最終日(9月2日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなるのが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

#### 5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込

、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望される方は、事前に申請の手続が必要となります。受験申込みをする前に必ず一般財団法人行政書士試験研究センターへご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成27年1月26日（月）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

7 その他

詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センター（電話：03-3263-7700）、宮崎県行政書士会（電話：0985-24-4356）又は宮崎県総務部市町村課（電話：0985-26-7116）にお問い合わせください。